

## 青森県主要農作物認定品種要領

平成14年11月18日制定  
平成19年 3月29日一部改正  
平成21年 3月26日一部改正  
平成30年 4月 1日一部改正

### (趣旨)

第1条 この要領は、米、麦類及び大豆の生産者が消費者等のニーズに迅速に対応し、自らの生産・販売戦略に基づき自主的に作付品種を選択することができるよう、奨励品種制度のほか、これを補完する制度として稲、麦類及び大豆（以下「主要農作物」という。）の認定品種制度を設けることとし、主要農作物の認定品種の指定等について必要な事項を定めるものとする。

### (認定品種の指定等)

第2条 農林水産部長は、次の各号のいずれかに該当する主要農作物の品種を認定品種として指定するものとする。

- (1) 作付地域又は用途を限定して県内での作付けを推奨すべき主要農作物の品種
- (2) 奨励品種の指定前において市場調査を行うために試作する主要農作物の品種
- (3) 遺伝資源として保存価値が認められる主要農作物の品種

2 農林水産部長は、認定品種が前項各号に掲げる品種に該当しなくなったとき又は、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取消すものとする。

- (1) 認定品種の特性が変化し、前項各号の基準を満たさなくなった場合
- (2) 普及対象地域で栽培上重要とされる特性又は生産物の利用上重要とされる特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合
- (3) 当該品種に係る作付面積が著しく減少し、今後とも増加の見通しがない場合
- (4) 新たな認定品種によって代替が可能である場合
- (5) 当該品種の種子の供給が困難となった場合

3 農林水産部長は、前2項の規定により認定品種を指定し、又は認定品種の指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、主要農作物品種育成懇談会の意見を聴くものとする。

### (公表)

第3条 農林水産部長は、第2条第1項の規定により認定品種の指定をしたときは、認定品種の種類、作物名、品種名等、来歴、特性の概要及び指定の理由を公表するものとする。

2 農林水産部長は、第2条第2項の規定により認定品種の指定を取り消したときは、認定品種の種類、作物名、名称及び指定の取消しの理由を公表するものとする。

### (台帳登録)

第4条 農林水産部長は、第2条第1項の規定により認定品種の指定をしたときは、当該品種を青森県主要農作物認定品種登録簿（別記様式）に登録するものとする。

2 農林水産部長は、第2条第2項の規定により認定品種の指定を取り消したときは、当該品種の登録を抹消するものとする。

附則省略

別記様式省略